

領事メール（4月6日配信）

「安全情報」新型コロナウイルスに関する注意喚起 24

<ポイント>

●4月5日午後11時までのグアム政府発表による、グアム島内での新型コロナウイルス感染者の累計数は112名となっています。

内訳

- ・治療又は隔離中の感染者85名
- ・治癒した感染者23名
- ・亡くなった感染者4名

グアムでの新型コロナウイルスの感染状況は拡大方向にあります。グアム政府やグアムの医療現場は限られた人員や資機材の中での対応を余儀なくされています。

短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、感染のリスクが身近に存在していることを念頭に置き、引き続き感染防止のための行動を取って頂くと同時に、状況を見極めてご自身やご家族の命を守るための行動を取って頂きますようお願いいたします。

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認頂けます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

●4月5日午後、グアム準州レオン・ゲレロ知事は、これまで4月13日までを有効期限としていた「公衆衛生緊急事態宣言」をさらに5月5日まで延長するという新たな知事命令を発表しました。またこれに伴い、現在行われている新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置は5月5日まで延長されることも発表されました。概要については、以下1.をご参照ください。

●グアム島での新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、日本とグアムを結ぶ航空便の大幅な減便や運休が相次いでいることや、グアム島内のみならず、日米両国において入国及び行動制限措置の強化が実施されております。帰国予定のある短期渡航者の方又は、帰国を検討中の在留邦人の方については、必要な情報の収集に努めて頂き、帰国のタイミングについてご検討頂きますようお願いいたします。

●当館ホームページに、「当館領事窓口をご利用予定の皆様へのお願い」を掲載しております。当館への来館予定のある方は、必ずご一読下さい。

<本文>

1. 4月5日午後、グアム準州レオン・ゲレロ知事は新たな知事命令（Executive Order No. 2020-09）に署名し、これまで4月13日を有効期限としていた「公衆衛生緊急事態宣言」を更に5月5日まで延長すると発表しました。知事命令の概要は以下のとおりです。

○4月13日までを有効期限としていた「公衆衛生緊急事態宣言」は5月5日まで延長されます。

○これまでに発表された知事命令において定められ、現在も実施中の活動制限措置（重要ではない政府機関の閉鎖、学校の閉鎖、公園及びビーチの閉鎖、民間企業により商業活動の制限等）は5月5日まで延長されます。

○5月5日まで、公私の目的を問わず、いかなる形態の集会（人が集まる行為）は禁止されます。但し、同一世帯内の範囲内で行う集会（人が集まる行為）は除外されます。

○5月5日まで、あらゆる公共の場所においてアルコール飲料を飲むことは禁止されます

知事命令については、以下のグアム政府ホームページにてご確認頂けます。

<https://governor.guam.gov/executive-order-page/>

2. 新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と症状は（1）発熱、（2）咳、（3）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について事前に伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。ホテル等に滞在されている方は、ホテル側に症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください

また、感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

3. グアム準州のルー・レオン・ゲレロ知事は、グアム島内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民生活の一部を制限する知事命令を出し、不要不急の外出を抑制するよう改めて市民に呼びかけています。在留邦人の皆様におかれましても、日々の感染予防

を励行して頂くと共に、不要不急の外出は避け、自宅に留まるようお願いいたします。

4 その他の関連情報入手先

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- ・厚生労働省（日本語）

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・国立感染症研究所（日本語）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- ・グアム政府観光局（日本語ページ）

<https://www.visitguam.jp/articles/>

- ・米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）

<https://www.cdc.gov/>

- ・グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の8時～17時

電話：671-635-7447

- ・グアム保健局医療相談ホットライン（英語）

午前6時から午後10時まで

電話：671-480-7859

電話：671-480-6760 / 3

電話：671-480-7853

- ・グアム政府新型コロナウイルス総合インフォメーション（英語）

電話：311